

令和2年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和元年度分)の概要

I 点検及び評価の根拠と方針

1 根拠法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 東京都教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価実施要綱

(1) 点検・評価の目的

○毎年度主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

○点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進する。

(2) 点検及び評価の対象

○前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業を対象とする。

(3) 点検及び評価の実施方法

○点検

個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について取りまとめる。

○評価

個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示す。

○有識者会議の設置

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者会議」を置く。

(平成20年6月12日 第10回東京都教育委員会決定)

3 有識者（令和2年3月委嘱）

デジタルハリウッド大学大学院	教授	佐藤 昌宏	
国立教育政策研究所初等中等教育研究部総括研究官		白水 始	
国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部長		渡辺 恵子	(50音順)

II 点検及び評価の対象

東京都教育ビジョン（第4次）の体系に基づく令和元年度主要な事務事業が対象

子供の「知」「徳」「体」を
育み、
社会の持続的な発展に
貢献する力を培う

- 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
- 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
- 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育
- 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
- 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
- 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
- 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

学校、家庭、地域・社会が
相互に連携・協力して
子供を育てる

- 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
- 9 これからの教育を担う優れた教員の育成
- 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
- 11 質の高い教育を支える環境の整備
- 12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

III 点検及び評価に関する有識者会議

1 第1回 有識者会議

開催日時 : 令和2年5月18日及び同月19日 ※個別開催

実施方法 : 遠隔会議システムにて実施

2 第2回 有識者会議

開催日時 : 令和2年7月7日

実施方法 : 電子メールによる書面交換にて開催

IV 有識者からの主な意見

1 主要施策・事務事業全般について

- 世界からも注目される都市の教育施策として、多岐にわたる多くの課題に対し積極的に取り組んでいる点を評価する。
- 令和元年度事業の点検・評価ではあるが、令和2年7月評価時点で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を外すことはできないため、「With コロナ時代における教育のニュー・ノーマル」を見据えた主要施策の見直しが必要である。
- 学校における従来の視点に縛られることなく「デジタルでできることと対面でしかできないこと」の整理を行い、「オンラインを活用した自宅からの学習の教育効果」を見据え、TOKYO スマート・スクール・プロジェクトを、単なる環境整備に終始せず、推進していく必要がある。
- 事業のアウトプットやアウトカムを、各教育現場において児童・生徒の目指す姿として具体化し、検証にも使えるように共有しておくことが重要である。それにより、各事業が日々どういう子供の姿を創り出すために展開されているのか、実際に結実しているのか、結実されていないければ、どこに目標と実装のギャップがあるのかを検証し続けることができる。
- ウィズコロナ、ポストコロナの時代に向けて、どうしても ICT の早期導入やそれを使った教育の変革が注目されるが、その際、教育で実現したい子供の姿を見失わないことが肝要である。
- 都が作成している教材や手引等の作成の成果は、学校に普及したことでのどのような変化を生じさせたか、普及しない場合にはその要因を探って、改善した方が良いところがあれば、次のサイクルとして改善したものを普及させたか、といったことである。そのような検証の仕方や、改善のサイクルを回すことを念頭に置いた事業の実施、点検評価の実施が必要である。

2 個別の事務事業について

- オンライン教育を実施する際に、学習指導要領に沿った形でのオンライン教材が必要となることから、「東京ベーシックドリル」の発展版として、動画教材の開発が有効である。
- 例えば、アクティブ・ラーニング推進校のように、子供たちの資質・能力を育むための研究指定校等が複数見受けられるが、事業において、「多様なやり方や優良事例を学び、企画して終わり」又「一回だけ実践して終わり」、「実践された事例のグランドデザインや実践を、優良な事例として共有」しているが、これだけでは、実践の成否を見とるのみであり、次の実践のための継続的改善につながらない。少なくとも2回実践を回して、そのサイクルから学ぶなどの工夫が必要である。
- 地域未来塾もスタディ・アシスト事業も、特に支援の必要な児童・生徒をサポートするもので、対象児童・生徒の満足度や意欲が高まり、学力向上にもつながっている。いずれも、子供の相対的貧困率の高さや家庭の教育環境の格差が懸念される中で、公的部門が取り組むべき重要な事業である。今後、更に充実を図ることが望ましい。
- 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備は、定住外国人が増加する中で、多文化共生の基盤を構築する重要な事業である。すぐには成果が見えにくい事業ではあると思うが、対象生徒が増加している状況に鑑み、引き続き拡充していただきたい。
- 教員の忙しさは生徒（生活）指導によるところが大きいということが、最近の研究で明らかにされている。そのため、生徒（生活）指導上の課題に関し、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の専門的な立場から児童・生徒が置かれた環境に働き掛けたり、福祉関係機関との連携を円滑に行ったりすることは、児童・生徒の支援にとってはもちろん、教員の働き方改革にとっても重要である。

3 点検・評価の在り方について

- 基本的な方針、方向性などはあるものの、各施策が横並びになっている。さらに緊急性、重要性などの観点から優先順位付け、重み付けを行う必要がある。
- 取組の全てを貫く骨太なビジョンと、それを社会実装に移すための強力な教育と学びの仮説、学習理論が必要である。
- 教育のEBPMを推進する場合には、いくつかの事業を選択し、どの段階（アクティビティ、アウトプット、中間アウトカム）を、どういった指標で評価できるのかを、モデル的に取り組む必要がある。